

報道関係者各位

担	令和5年9月28日 【照会先】 神奈川県労働局 労働基準部 安全課 安全課長 千葉 幸則
当	主任地方産業安全専門官 西村 恭一 地方産業安全専門官 大須賀 徹 電話 045 - 211 - 7352

建設工事現場一斉監督を実施します

～令和5年10月に労働局、労働基準監督署が実施～

神奈川県労働局（労働局長 木塚 欽也）において、本年の建設業の死亡災害急増を受け、労働局及び労働基準監督署による建設工事現場一斉監督を10月に実施します。

1 趣旨

神奈川県労働局管内の建設業の労働災害について、令和5年の死亡者数は、2月から3月にかけて土砂崩壊ほかの労働災害より5人もの労働者が死亡し、6月に2人、8月には墜落ほかの労働災害により4人の労働者が死亡することにより、8月末現在で11人の方が亡くなっています。

これは同時期における過去10年の建設業の死亡労働災害発生状況としては最多の状況であり、極めて憂慮すべき事態となりました。

これら死亡災害は、その発生状況をみるとその多くが作業の安全を確保するために守るべき基本事項が守られていなかったことから発生しており、建設現場における労働災害防止対策の徹底は急務といえます。

そこで神奈川県労働局では、本年10月に、労働局及び労働基準監督署が一丸となり、建設現場における墜落・転落を始めとする各種労働災害防止を徹底する趣旨で、建設工事現場一斉監督を実施することとしました。

2 一斉監督の概要

(1) 体制

神奈川県労働局管内の全労働基準監督署(12署)の署長等と労働局配置の専門官等による合同チーム。

神奈川県労働局管内の全労働基準監督署の監督・安全衛生部署に配置された労働基準監督官(単独又は複数)。

(2) 方法

合同チームによる臨検監督及び労働基準監督官による臨検監督を実施します。

(3) 実施期間等

令和5年10月中に実施します。

臨検監督を実施する工事現場及び日時は非公表です。

添付資料 死亡災害撲滅緊急対策リーフレット
令和5年 死亡災害の概要 【建設業】
建設業における死亡労働災害急増に係る緊急連絡会議を開催しました

建設業の死亡災害増加アラート！



死亡災害撲滅緊急対策

神奈川県内の建設業において、令和5年8月末現在で労働災害により11名の方が亡くられており、8月末時点では**過去10年間で最多**の状況です。

発生状況を見ると、基本的な労働災害防止対策が十分に講じられていなかったケースが多くみられます。積極的な安全衛生管理活動の実践、作業手順の確認と安全衛生教育の充実に努めてください(**最多の墜落死亡災害の概要は裏面**)。

8月末時点の建設業死亡災害の推移(人)

	8月末現在	年間件数(参考)
平成25年	9	13
平成26年	9	12
平成27年	8	10
平成28年	6	9
平成29年	4	6
平成30年	6	10
令和元年	7	10
令和2年	7	14
令和3年	10	21
令和4年	6	8
令和5年	11	

令和5年死亡災害の内訳(人)

墜落、転落	4
崩壊、倒壊	2
飛来、落下	1
切れ、こすれ	1
おぼれ	1
交通事故	1
その他(蜂刺され)	1

全業種も死亡労働災害増加中！
概要は神奈川労働局HPで



例年、建設業の死亡災害件数の1/3～半数程度が「墜落、転落」によるもので、これ以外はさまざまな災害の型で発生していました。本年も、「墜落、転落」が4件、そのほか「崩壊、倒壊」「飛来、落下」「切れ、こすれ」「おぼれ」「交通事故」などであり、引き続き、現場のあらゆる工程において注意が必要です。

労働災害防止のための重点実施事項

- 正しい作業手順と安全作業の基本の順守
- 作業開始前の打ち合わせの実施(予定外作業が生じた場合はその都度)
- 「安全の見える化」の推進
- 安全衛生教育の充実

安全通路の見える化(安全通路の確保・整理整頓)



立入禁止区域の見える化



作業内容の見える化



令和5年の建設業墜落死亡災害事例



2月発生 河川工事現場で、ドラグ・ショベルでフレキシブルコンテナバッグ2個(計2.44t)を吊って旋回中、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。



作業計画は安全作業を考慮しているか？

吊り荷が定格荷重を超えていないか？

6月発生 道路新設の橋梁上部工現場で、吊り足場を橋桁の下に組立て中、足場の単管の隙間(約2×1m)から約13m下の地面に墜落した。



墜落制止用器具(ハーネス)のフックを親綱にかけているか？

作業内容を考慮して親綱を設置しているか？



8月発生 傾斜地にあるマンションの敷地の除草現場で、刈払機等を使い1人作業中、擁壁の天端(幅約60cm)から、当該擁壁とマンション躯体の間の開口部に約9m墜落した。



墜落危険個所では手すり、墜落制止用器具等墜落防止対策をとっているか？

8月発生 屋根瓦のふき替え工事において、瓦の荷揚機が停止したため、足場の昇降設備ではなく、荷揚機を取り付けていた二連はしごを降りているとき、高さ4m付近から墜落した。



適正な昇降設備を使用しているか？

保護帽(墜落用)を着用しているか？



令和5年 死亡災害の概要 【建設業】

神奈川労働局
令和5年8月末現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 16時頃	土木工事業 (1次下請) ～9人 60歳～64歳	掘削用機械 墜落、転落	河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個をつって旋回中に、川岸の仮設道路から約3メートル下の川底に車両ごと墜落した。
2	2月 8時頃	その他の 建設工事業 ～9人 65歳～69歳	荷姿の物 飛来、落下	工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30キログラムを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15メートルの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。
3	3月 14時頃	建築工事業 (元請) 100人～299人 20歳～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。
4	3月 16時頃	建築工事業 (2次下請) 30人～49人 80歳～84歳	トラック 交通事故 (道路)	ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員がタイヤの歯止めを外したため同車が下り坂を無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。
5	3月 12時頃	土木工事業 (1次下請) 10人～29人 75歳～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3メートル、幅1.1メートル、長さ9メートルの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。
6	6月 10時頃	土木工事業 ～9人 50歳～54歳	その他の環境等 その他	集合住宅敷地内の植栽剪定及び除草作業中、低木の庭木剪定を行っていたところ、営巣していた蜂に手の甲を刺され、アナフィラキシーショックを発症し入院。2週間後に死亡した。
7	6月 14時頃	土木工事業 (2次下請) 10人～29人 60歳～64歳	足場 墜落、転落	新設中高速道路の橋梁上部工現場で、つり足場を橋桁の下に組立て中の作業者が、同足場の単管の隙間(約2×1メートル)から約13メートル下の地面に墜落した。
8	8月 13時頃	土木工事業 (1次下請) 10～29人 30歳～34歳	水 おぼれ	河川の護岸工事における締切工内での河床掘削場所が、水位の急上昇による越水で水没し、作業員ら4名が急流につかりながら退避中に1名が流され、5キロメートル下流で発見された。発生時刻と同じ頃に大雨警報が発表されていた。
9	8月 11時頃	土木工事業 (1次下請) ～9人 40歳～44歳	開口部 墜落、転落	マンション敷地内の除草現場で、刈払機・手のこ・せん定ばさみを使い一人作業中、斜面擁壁の天端(幅約60センチメートル)から、擁壁一体型躯体と擁壁の間の開口部の底へ約9メートル墜落した。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
10	8月 12時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 40歳～44歳	研削盤、バフ盤 切れ	木造住宅解体現場で、脚立に乗りながら、敷地境界の鉄柵を携帯用研削盤(と石カバーを取り外した、と石直径125ミリメートルの電動ディスクグラインダー)で切断しようとしたところ、当該研削盤が跳ね返って首を切った。
11	8月 9時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 40歳～44歳	その他の 動力クレーン等 墜落、転落	木造住宅の屋根瓦のふき替え工事において、2階屋根外周の足場にかけた2連はしご(瓦の荷揚げ機を取り付けているもの)を降りているとき、高さ4メートル付近から墜落した。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更(業務に起因しない場合における事案の削除を含む。)を行う可能性があります。

建設業における死亡労働災害急増に係る



緊急連絡会議を開催しました 神奈川労働局安全課



死亡災害急増について説明を行う千葉安全課長

令和5年9月14日、神奈川労働局は、神奈川建設会館会議室において、神奈川建設業労働災害防止協会神奈川支部（以下「建災防」という。）の会員企業が参加のもと、神奈川県内の建設業における死亡労働災害の急増に関する緊急連絡会議を開催いたしました。

本年の神奈川県内の建設業における死亡労働災害について、2～3月に5人発生するという急増を受け、4月11日、神奈川労働局から建災防に対して緊急要請を行っています。

その後、約2か月間は死亡災害の発生はなかったものの、6月に2人発生し、8月には4人もの方が亡くなられ、8月末日現在において既に**11人**(前年同期比5人増)と、過去10年でも最悪の状況となっていることから、緊急的な会議を開催したものです。

災害の概要をみましても、これら災害の多くが、作業の安全を確保するために守るべき基本事項が守られていなかったことから発生したと思われませんが、このような災害を引き起こす要因をいかに除去していくべきかについて、黒田支部長をはじめとした建災防の会員企業の方々と意見交換を行いました。

会議において、参加者から、今般の災害急増について、以下のとおり建設業界の現状に関する意見が交わされました。

- ・複数の死亡災害が起きている除草作業について、酷暑による草木の繁茂のせい、今夏は発注量が増大している印象がある。
- ・空調服を着用しての除草作業中、空調服のファンが刈払機のエンジンの排熱を吸い込んでしまい、かえって熱中症のリスクが高まったとの話が自社の労働者からあった。
- ・酷暑による疲労等からの体調不良や、体調不良として表面化せずとも注意力などの低下により、普段では行わないような行動をとり、それが墜落災害などにつながったのではないかと。
- ・8月17、18日に死亡災害が連続してあったと聞いていることから、お盆の休み明けや月曜に災害は集中する傾向があるように思える。

- ・現在の夏は、昔と違いエアコンを使わない日など考えられない。休日は一日中エアコンを使用して室内にいることも多く、熱順化した身体が戻ってしまうのではないか。
- ・朝礼時に自社の作業員の体調不良を察知した現場責任者が、通院を勧め、すぐに病院に行ったところ、そのまま入院となったことがある。
- ・作業員の健康管理について、プライベートの側面が強く、現在の風潮からも余り細かく口を挟むことは困難である。
- ・作業員の賃金はいわゆる日給月給制が多いため、作業員を現場責任者の主観的な判断で仕事をさせずに帰宅させることは現実として難しいと思う
- ・アルコールチェッカーのように、始業時に簡易的、客観的に作業員の健康状態を把握する機器などがあると良い。
- ・暑熱な時間帯を避けて作業するという考えもあるが、現場では様々な専門工事業者が混在・連携して作業を行うため、作業の段取りがあるほか、運送業者が関係する資材搬入、工期との関係等から、元方事業者であっても1社のみでの判断で行うことは難しい。
- ・暑熱な時間帯を避けるため、自社単独の施工の際に中抜け勤務をするというやり方もあるが、休憩が多くなるため、結局、拘束時間は長くなるが、賃金は上がらないということから、否定的な労働者が多いと思う。
- ・一人親方について、稼げるということで若年者を中心に増加しており、雇用されている作業員より厳しい条件下で働いている印象がある。一人親方は労働者ではないため、災害概要に掲載されていないとのことだが、一人親方の災害の詳細についても参考としたく情報が欲しい。

神奈川労働局では、これらの意見を踏まえ、引き続き、建災防と連携して、建設業における労働災害防止対策を推進していくこととしています。

添付資料 死亡災害撲滅緊急対策リーフレット

令和5年 死亡災害の概要【建設業】